

茂原税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 297-8501 茂原市高師台1-5-1 Tel 0475 (22) 2166 (代表)
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

申告はぜひ e-Tax で

～新型コロナウイルス感染防止のためにもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

STEP 「国税庁ホームページ」へアクセス

スマートフォンはこちら

1 所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)



STEP 申告書等を作成

2 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP e-Taxで送信して提出

3 ①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますので、ぜひご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月8日(火)	勝浦市役所庁舎	勝浦市新官1343-1	午前9時から 午後4時まで 【受付は午後3時まで】 ※岬庁舎は 午前10時から 午後4時まで 【受付は午後3時まで】
2月9日(水)	いすみ市役所岬庁舎(※)	いすみ市岬町長者549	
2月10日(木)	大多喜町中央公民館	大多喜町大多喜486-10	
2月14日(月)	いすみ市役所大原庁舎	いすみ市大原7400-1	午前10時から 午後4時まで 【受付は午後3時まで】
2月7日(月)～2月15日(火) ※土、日及び祝日を除きます。	茂原税務署2階会議室	茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎	

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、直接所轄の税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類(詳しくは裏面をご確認ください。)の写し等をご持参ください。
- 医療費控除を受ける場合には、事前に明細書を作成してご持参ください。
- 会場の混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 申告書用紙の発送時期によっては、無料相談が終了している場合がありますのでご了承ください。

(裏面もご覧ください。)

申告書作成会場の開設について

～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月1日(火) ～ 3月15日(火) ※ 土、日及び祝日を除きます。	茂原税務署 2階会議室	茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎	【相談受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配付状況に応じて、 受付を早く締め切る場合があります。 【相談】 午前9時から午後5時まで

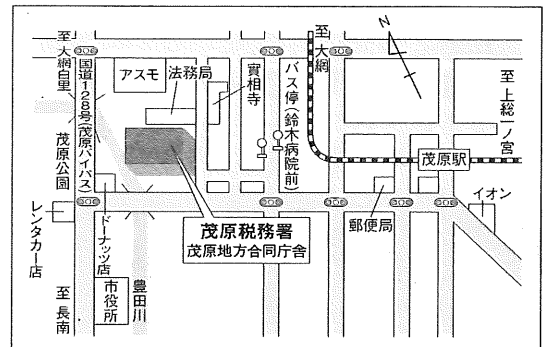
- 令和3年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来署をお勧めします。
- 還付申告をされる方は、上記開設期間(2月1日)の前でも相談を受け付けております。
- 開設期間中は、駐車場が混雑する場合がありますのでご了承ください。

オンラインで事前発行
LINEアプリで国税庁公式アカウントを
友だち追加してください。



友だち追加は
こちらから！

【案内図】



会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いいたします。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。

